

市民課天井耐震化工事
入札説明書

平成 29 年 6 月 8 日



目次

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| 1. 入札説明書の定義 | 1 |
| 2. 競争入札に付する事項 | 2 |
| 2.1. 工事名称 | 2 |
| 2.2. 工事場所 | 2 |
| 2.3. 工事の目的 | 2 |
| 2.4. 工事概要 | 2 |
| 2.5. 工期 | 2 |
| 2.6. 支払条件 | 2 |
| 2.7. 保険 | 3 |
| 3. 募集及び選定のスケジュール | 4 |
| 3.1. 募集及び選定のスケジュール | 4 |
| 3.2. 資料の貸与 | 4 |
| 3.3. 現地調査 | 5 |
| 3.4. 本入札説明書等に関する質問受付、質問回答の公表 | 6 |
| 3.5. 入札までの手続き | 7 |
| 4. 入札参加資格に関する事項 | 8 |
| 4.1. 入札参加者等の構成 | 8 |
| 4.2. 入札参加者等の参加資格要件 | 9 |
| 4.3. 入札に関する留意事項 | 12 |
| 5. 第一次審査及び第二次審査 | 14 |
| 5.1. 第一次審査提出書類の受付 | 14 |
| 5.2. 第一次審査結果の通知 | 14 |
| 5.3. 第一次審査を通過できなかった場合の理由説明希望の受付 | 14 |
| 5.4. 入札及び開札 | 15 |
| 5.5. 第二次審査提出書類の受付 | 16 |
| 6. 入札にあたっての留意事項 | 17 |
| 6.1. 入札無効に関する事項 | 17 |
| 6.2. 予定価格 | 17 |
| 6.3. 契約保証金 | 17 |
| 7. 落札者の決定 | 18 |
| 7.1. 落札者の選定方法 | 18 |
| 7.2. 選定委員会の設置 | 18 |

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 7.3. 審査の内容..... | 18 |
| 7.4. 審査項目 | 18 |
| 7.5. 落札者の決定 | 18 |
| 7.6. 審査結果及び評価公表 | 18 |
| 7.7. 事務局..... | 19 |
| 8. 提示条件..... | 20 |
| 8.1. 請負金額の改定の考え方..... | 20 |
| 8.2. 契約の締結等 | 20 |
| 8.3. その他..... | 20 |
| 9. 提出書類作成要領 | 21 |
| 9.1. 第一次審査（資格審査）に関する提出書類..... | 21 |
| 9.2. 入札辞退時に関する提出書類 | 21 |
| 9.3. 第二次審査に関する提出書類 | 21 |
| 10. その他 | 22 |
| 10.1. 債務負担行為の設定 | 22 |
| 10.2. 情報公開及び情報提供 | 22 |
| 10.3. 問合せ先 | 22 |

1. 入札説明書の定義

この「市民課天井耐震化工事 入札説明書」（以下「本入札説明書」という。）は、西宮市（以下「本市」という。）が「市民課天井耐震化工事」（以下「本工事」という。）を総合評価方式により設計・施工一括発注するにあたり、本工事に係る入札に参加を希望する民間企業（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

入札参加者は本入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提出書類を提出することとする。また、本入札説明書は、別添資料の「発注仕様書」「落札者決定基準」「工事（設計・施工）請負契約書（案）」「様式集」と一体のものである。

2. 競争入札に付する事項

2.1. 工事名称

市民課天井耐震化工事

2.2. 工事場所

西宮市六湛寺町 10 番 3 号

2.3. 工事の目的

本工事は、既存不適格で、安全性が確保されていない、西宮市庁舎（以下「対象施設」という。）における市民課吹抜部天井（非構造部材）の耐震化を行うことを目的とする。

2.4. 工事概要

市民課吹抜部の耐震化天井工事及び附帯工事について設計・施工を一括発注する。工事の詳細については、発注仕様書等に示す。

2.5. 工期

本契約締結日の翌日から平成30年11月30日（金）まで

なお、本契約締結日は、本契約締結を承認する旨の西宮市議会の議決を得た日の翌日とする。

2.6. 支払条件

請負代金の支払いは、発注仕様書に示す工事スケジュールに基づき、下記のとおりとする。

(1) 前払い

着工手続き完了後に請負代金額の 40%以内を支払う。なお、前払いの請求手続きは、平成30年5月1日（火）～5月18日（金）までに行わなければならない。

(2) 竣工払い

工事完了後に、上記(1)を除く請負代金額を支払う。

2.7. 保険

受注者は、次の保険に加入するものとする。その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により保険に加入するものとする。

ア 建設工事保険

| | |
|-----------|----------------------------|
| 保険契約者 | 受注者 |
| 保険対象 | 本工事の建設工事 |
| 保険期間 | 工事着手届提出日を始期とし、本工事引渡日を終期とする |
| 保険金額（補償額） | 工事費 |
| 補償する損害 | 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害 |

イ 第三者賠償責任保険

| | |
|-------------|---|
| 保険契約者 | 受注者 |
| 保険期間 | 工事着手届提出日を始期とし、本工事引渡日を終期とする |
| てん補限度額（補償額） | 受注者の責任において適切な金額を設定するものとする |
| 補償する損害 | 本工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害 |
| 免責金額 | 受注者の責任において適切な金額を設定するものとする |

受注者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく本市に提示する。受注者は、本市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることはできない。

受注者は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

3. 募集及び選定のスケジュール

3.1. 募集及び選定のスケジュール

本工事の入札参加者の募集及び落札者の選定にあたってのスケジュールは、下表のとおりとする。なお、当スケジュールは変更する場合がある。

| | 日程 | 内容 |
|-----------|-------------------|----------------------------|
| 平成 29年 | 6月8日(木) | 入札公告 |
| | 6月12日(月)～6月15日(木) | 資料の貸与申込及び現地調査の受付 |
| | 6月19日(月)～6月22日(木) | 現地調査 |
| | 6月12日(月)～6月27日(火) | 入札説明書等に関する質問の受付期間 |
| | 7月7日(金) | 入札説明書等に関する質問の回答 |
| | 7月10日(月)～7月14日(金) | 第一次審査提出書類の受付 |
| | 7月26日(水) | 第一次審査結果の通知 |
| | 8月1日(火)～8月3日(木) | 第一次審査を通過できなかった場合の理由説明希望の受付 |
| | 8月9日(水) | 第一次審査を通過できなかった場合の理由説明 |
| | 8月31日(木)～9月4日(月) | 第二次審査提出書類(入札書・内訳書を除く)の受付 |
| | 9月7日(木) | 入札書・内訳書の提出・開札 |
| | 9月下旬～10月上旬 | 入札書類の審査・ヒアリング(※)【第二次審査】 |
| | 10月下旬 | 落札者決定・公表、仮契約の締結 |
| | 11月上旬 | 審査講評公表 |
| | 12月下旬 | 本契約締結 |

※ヒアリング・提案内容確認は必要に応じて行うこととする。

3.2. 資料の貸与

本工事に係る入札参加者の参入促進及び理解向上等のため、対象施設の各階平面図(拡張子: JWW)、新築工事時図面(建築、電気、機械: 拡張子: pdf: スキャンデータ)データを、次のとおり希望者に貸与する。

ア 貸与申込方法

入札参加者は、本市のホームページより、「資料の貸与申込書」(様式 1-2)のファイルを手入力し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。電話での受付は行わない。なお、メールタイトルは「資料貸与申込」と明記すること。

「資料の貸与申込書」(様式 1-2)を送信後、下記申込先に電話(電話による日時設定、確認等は、開庁時間内に行うこと。)のうえ、貸与の日時を設定すること。

○申込先

西宮市土木局営繕部公共施設保全課

電話番号 : 0798-35-3799

電子メール : vo_taishin@nishi.or.jp

イ 資料の貸与が可能な者

次の事項を満たす者について、現況図等の貸与を可能とする。

- (ア) 本工事の入札参加予定者
- (イ) 市入札参加資格者名簿に登録されている者

ウ 申込期間

平成 29 年 6 月 12 日（月）～平成 29 年 6 月 15 日（木）午後 5 時必着

エ 資料受領時の手続き

事前に本市に送信した「資料の貸与申込書」（様式 1-2）に押印のうえ、資料の受領時に提出すること。本市は、当該押印済申込書と引換えに資料の貸与を行う。

なお、貸与した資料は貸与期間内に、速やかに本市に返却するものとする。

オ 貸与期間

貸与期間は、様式 1-2 に示すとおり。

3.3. 現地調査

本工事に係る理解向上等のため、入札参加者が個別に対象施設の現地調査を実施することが可能な機会を設ける。

現地調査の日程、方法等は次のとおりである。

ア 調査日時

平成 29 年 6 月 19 日（月）～平成 29 年 6 月 22 日（木）

※午後 7 時～午後 10 時の間で 1 時間程度を予定

イ 調査方法

- (ア) 本市立会いの元、施設利用に支障のない範囲内で目視により見学すること。
- (イ) メジャー、レーザー距離測定器、簡易な水準器など施設に影響を与えない機器の利用は可能とする。
- (ウ) 現地調査中は市の指示に従うこと。

ウ 現地調査の受入が可能な者

次の事項を満たす者について、現地調査の受入を可能とする。

- (ア) 本工事の入札参加予定者
- (イ) 市入札参加資格者名簿に登録されている者

エ 現地調査の申込方法

(ア) 申込方法

現地調査を希望する者は、本市のホームページより、「現地調査申込書」（様式1-3）のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。電話での受付は行わない。なお、メールタイトルは「個別現地調査申込」と明記すること。

(イ) 現地調査の時間

「現地調査申込書」（様式1-3）を送信後、下記申込先に電話（電話による日時設定、確認等は、開庁時間内に行うこと。）のうえ、現地調査の時間を設定すること。

(ウ) 申込先

西宮市土木局営繕部公共施設保全課

電話番号 : 0798-35-3799

電子メール : vo_taishin@nishi.or.jp

(エ) 申込期間

平成29年6月12日（月）～平成29年6月15日（木）午後5時必着

3.4. 本入札説明書等に関する質問受付、質問回答の公表

ア 本入札説明書等に関する質問受付

本入札説明書等に記載の内容に関する質疑応答を以下（ア）から（ウ）に示す要領にて行う。

(ア) 受付期間

平成29年6月12日（月）～平成29年6月27日（火）午後5時必着

(イ) 提出方法

本入札説明書等に関する質問のあるものは、本市のホームページより、「入札説明書等に関する質問書」（様式1-1）のファイル入手し、質問の内容を簡潔にまとめて記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、電子メールで送信する際のメールタイトルは「入札説明書等に関する質問」と明記すること。

また、送付後、提出先へ電話（電話による日時設定、確認等は、開庁時間内に行うこと。）にて受信の確認を行うこと。

(ウ) 提出先

西宮市土木局営繕部公共施設保全課

電話番号 : 0798-35-3799

電子メール : vo_taishin@nishi.or.jp

イ 入札説明書等に関する質問回答の公表

本入札説明書等に関する質問回答は、平成29年7月7日（金）を目処に本市のホームページにおいて公表し、個別に回答を行わないものとする。なお、質問者の企業名は公表しないものとする。

3.5. 入札までの手続き

ア 入札参加資格の確認

本入札説明書「4. 入札参加資格に関する事項」の入札参加資格に関する事項について、本入札説明書「5. 第一次審査及び第二次審査」に示すとおり入札参加資格の確認を行い、全ての要件を満たす者が入札参加資格を有する者とする。

イ 参加資格審査結果通知

上記アの確認結果は本入札説明書「5.2. 第一次審査結果の通知」のとおり通知する。

ウ 入札方法

入札参加者は、入札書及び必要書類を受付期間内に提出すること。

4. 入札参加資格に関する事項

4.1. 入札参加者等の構成

4.1.1. 入札参加者の定義

入札参加者は、単体企業（以下「単独参加者」という。）、又は特定建設工事共同企業体（JV）（以下「参加グループ」という。）のいずれかとし、その形態は、4.2.2. のとおりとする。

4.1.2. 代表企業の選定

- ア 入札参加者が単独参加者の場合は、当該企業が代表企業となる。
- イ 入札参加者が参加グループの場合は、構成員の中から出資比率又は分担工事額が最大であって、単独企業である者を代表企業として定め、入札参加表明時の入札参加資格確認書類にて明らかにするものとする。
- ウ 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約協議など本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、参加グループの場合は、構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成員が負担する詳細な責任の内容については、工事（設計・施工）請負契約書（案）を参照のこと。

4.1.3. 複数応募の禁止

単独参加者、参加グループの構成員、単独参加者又は参加グループの構成員と資本関係又は人的関係のある者（※）は、他の単独参加者又は参加グループの構成員になることはできないものとする。

（※）資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- （ア）親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（※）人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、（ウ）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- （ウ）一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- （エ）一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

4.2. 入札参加者等の参加資格要件

4.2.1. 入札参加者の共通資格要件

単独参加者及び参加グループのすべての構成員は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ア 西宮市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- ウ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- エ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者。
- オ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者（4.1.3. を参照）
- カ 選定委員会（「7. 落札者の決定」で規定）の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者（4.1.3. を参照）
- キ 次のいずれかに該当するもの
 - （ア）法人でない者
 - （イ）次のいずれかに該当する者。
 - a 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - b 民事再生法（平成 12 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - c 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
 - d 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
 - （ウ）役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人。
 - a 成年被後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。
 - b 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
 - c 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者。

- d 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
 - e 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者。
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。
- (オ) その者の親会社等が（イ）から（エ）までのいずれかに該当する法人。

4.2.2. 単独参加者及び参加グループの資格要件

参加グループは、次の要件を満たす JV を結成すること。なお、建築企業とは、市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の「一般土木建築工事」又は「建築工事」に登録されている者をいう。

| 必須要件（下記のいずれか） | | | 任意 | |
|---------------------------------|-------------|-------------|----------------|------|
| 建設企業 | | | 建設企業 (3者JV) | 設計企業 |
| 代表企業 | 構成企業 | JV 型 | | |
| 市外建築企業（「建築一式工事」、 経審 1200 以上） | 市内建築 A 又は B | 甲又は乙 | ○ | ○ |
| 〃 | 市内電気 A 又は B | 乙 | ○ | ○ |
| 〃 | 市内管 A 又は B | 乙 | ○ | ○ |
| 市内建築企業（「建築一式工事」、 経審 900 以上） | - | 無 (市内単独) | - | ○ |
| 〃 | 市内建築 A 又は B | 甲又は乙 | ○ | ○ |
| 〃 | 市内電気 A 又は B | 乙 | ○ | ○ |
| 〃 | 市内管 A 又は B | 乙 | ○ | ○ |

※共同施工方式を甲型、分担施工方式を乙型といい、その詳細については国土交通省ホームページを参照のこと。（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html）

4.2.3. 単独参加者及び参加グループの構成員の個別参加資格要件

単独参加者及び参加グループの代表企業は、次のアからコの要件をすべて満たし、建設企業は、次のアからエの要件をすべて満たし、設計企業は次のク及びケを満たすこととする。ただし、ク及びケについては、本工事に係る設計業務等を協力企業に委託する場合は、当該協力企業が満たしてもよい。また、甲型 JV とする場合は、2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上の出資比率とする。

ア 単独参加者及び参加グループの代表企業は、建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者（以下「監理技術者」という。）を、参加グループの代表企業以外の構成員は建設業法の規定を遵守した上で同法第 26 条に基づく監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、工事期間中において専任かつ常駐で配置すること。ただし、参加グループが分担施工方式を結成する場合の代表企業以外の構成員の監理技術者等の専任かつ常駐期間は、当該企業が行う分担工事に係る期間のみでよいものとする。参加グループの代表企業の監理技術者は統括監理技術者として本市との窓口役となるとともに、その他の構成員の監理技術者等を統括すること。

-
- イ 単独参加者及び参加グループの構成員は、資格者名簿の「建築工事」、「電気工事」、「管工事」のうち、当該単独参加者又は構成員が実施する工事に対応した工種（以下「対象工種」という。）に登録していること。
- ウ 市内建設業者にあつては、資格者名簿の対象工種の格付等級が A ランク又は B ランクであること。
- エ 市内建設業者以外の者にあつては建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、資格登録名簿の対象工種に該当する種類「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- オ 「建築一式工事」について、建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の結果の総合評定値が、市内建設業者にあつては 900 点以上、それ以外の者にあつては 1,200 点以上であること。
- カ 単独又は共同企業体の構成員として、延べ床面積 500 m²以上の耐震化天井工事の施工実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したもの（同日において工事中であるものを含む。）で、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、JV として有する工事実績については、以下のとおりとして取り扱うものとする。
- ・ 2 者の場合、30%以上の出資比率があれば、100%の実績
 - ・ 3 者の場合、20%以上の出資比率があれば、100%の実績
- キ 次の要件をすべて満たす監理技術者を専任かつ常駐で配置できること。
- (ア) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者であること。
- (イ) 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ク 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されており、かつ、平成 14 年度以降に、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している判定委員会に耐震改修計画を作成し耐震改修促進法第 17 条第 3 項第 1 号の規定による国土交通大臣が定める基準に適合している旨の判定の書面の交付を受けた実績を有する一級建築士を自社において 1 名以上有し、本工事に係る実施設計に当たる者として、配置しうること。
- ケ 入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。

4.2.4. 落札者の市内業者に対する契約に関する事項

落札者は、市内建設業者又は建設以外の業務を行う事業者で主たる営業所を西宮市内に有する者（以下、これらを総称して「市内業者」という。）が参加グループの構成員として契約した金額、市内業者が協力企業として契約した金額及び JV への出資額との合計額（以下「市内業者契約額」という。）は、落札額の 30%以上としなければならない。ただし、次に示す場合に留意すること。

-
- ア 市内の協力企業が市内の単独参加者又は参加グループの構成員から業務の一部を受託する場合は、市内業者契約額に含めない。
 - イ 参加グループが共同施工方式を結成し、市内の協力企業が、その JV から業務の一部を受託し又は請け負う場合は、市外の建設企業の建設共同企業体への出資割合に応じた額に限る。
 - ウ 参加グループが分担施工方式を結成し、市内の協力企業が、市内業者が分担する業務の一部を受託又は請け負う場合は、市内業者契約額に含めない。
- なお、落札者が、単独参加者で、かつ市内企業である場合は、上記規定は適用しない。

4.2.5. 参加表明書の受付日以降の取扱

入札参加資格を有すると認められた参加グループの構成員が、参加表明書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ア 参加表明書の受付日から落札者決定日までの間に、単独参加者又は参加グループの構成員に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該単独参加者又は参加グループは原則として失格とする。ただし、参加グループの場合、参加グループの申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く参加グループの構成員（ただし、代表企業を除く）の変更ができるものとする。
- イ 落札者決定日の翌日から工事請負契約締結日までの間に、単独参加者又は参加グループの構成員に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は仮契約を解除しても、本市は一切責を負わない。ただし、参加グループの場合、参加グループの申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く参加グループの構成員（ただし、代表企業を除く）の変更ができるものとし、本市は変更後の参加グループと仮契約を締結できるものとする。

4.3. 入札に関する留意事項

ア 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札参加表明書（様式 2-1）の提出をもって、入札説明書（本入札説明書の他に「発注仕様書」「落札者決定基準」「工事（設計・施工）請負契約書（案）」「様式集」を含む）の記載内容を承諾したものとする。

イ 費用負担

応札に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い・著作権

（ア）著作権

提出書類の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。ただし、本工事の実施にあたって公表等が必要と認められる時には、本市は提出書類の全部又は一部を使用することが出来るものとする。

また、契約に至らなかった事業提案については、本工事の審査に関する公表以外には

使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(イ) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ただし、本市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等を指定した場合で、本市が作成した設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、本市が責任を負う。

エ 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、入札に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

オ 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

カ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、追加資料を求める場合がある。

キ 使用言語及び単位、時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5. 第一次審査及び第二次審査

5.1. 第一次審査提出書類の受付

入札参加者は、入札参加表明書を含む第一次審査書類を、次のアからエに示すと通りの要領で本市に提出する。

なお、第一次審査書類の作成については、本入札説明書「9. 提出書類作成要領」に従うこと。

ア 受付期間

平成 29 年 7 月 10 日（月）～7 月 14 日（金）

（午前 9 時～午後 0 時、及び午後 1 時～午後 5 時の間とする。郵送の場合は 7 月 13 日（木）午後 5 時必着）

イ 提出書類

本入札説明書「9. 提出書類作成要領」に記載の必要書類を提出のこと。

ウ 提出方法

第一次審査提出書類は郵送（配達証明付）又は持参する方法により提出のこと。

表に「市民課天井耐震化工事第一次審査提出書類在中」と朱書すること。

指定された日時に提出を終えない場合、いかなる理由があっても、再提出はできない。

なお、平成 29 年 7 月 7 日（金）の午後 1 時までには下記提出先に電子メールにて、第一次審査書類の提出する方法等について連絡すること。メールタイトルは「市民課天井耐震化工事第一次審査提出書類提出通知」とすること。メール送付後は電話（電話による日時設定、確認等は、開庁時間内に行うこと。）にて受信確認を行うこと。

エ 提出先

〒662-8567

兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 3 号

西宮市土木局営繕部公共施設保全課

電話番号 : 0798-35-3799

電子メール : vo_taishin@nishi.or.jp

オ 入札辞退時に関する提出書類

第一次審査書類等を提出した者で入札を辞退する場合は、入札辞退書（様式 3-1）を提出すること。

5.2. 第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は平成 29 年 7 月 26 日（水）を目処に電子メールにて通知する。

5.3. 第一次審査を通過できなかった場合の理由説明希望の受付

第一次審査を通過できなかった者は、その理由について、書面により次のアからエに示すと通りの要領で説明を求められることができる。

ア 受付期間

平成 29 年 8 月 1 日（火）～8 月 3 日（木）

（午前 9 時～午後 0 時、及び午後 1 時～午後 5 時の間とする。郵送の場合は 8 月 2 日（水）午後 5 時必着）

イ 提出方法

説明要求の書面（様式自由）を郵送（配達証明付）又は持参し説明を求めることができる。電子メール、FAX、電話等は不可とする。

ウ 提出先

〒662-8567

兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 3 号

西宮市土木局営繕部公共施設保全課

エ 回答結果

説明を求めた者に対し、平成 29 年 8 月 9 日（水）を目処に書面により、郵送にて回答する。

5.4. 入札及び開札

入札及び開札は、原則として、第一次審査通過者またはその代理人の立会いの上、行うものとする。当該開札では、第一次審査通過者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。なお、予定価格を超えている場合は、その第一次審査通過者は失格とする。この際に、入札価格の確認の場で第一次審査通過者の入札価格の公表は行わない。

入札書を下記日時・場所に持参すること。

ア 入札書

入札書及び入札内訳書を封筒にいれ厳封した上で持参し、表に「市民課天井耐震化工事入札書」と朱書きすること。

イ 入札価格

入札価格は、消費税、地方消費税を含まないものとする。

ウ 入札日時

平成 29 年 9 月 7 日（木）午後 4 時

エ 入札・開札場所

西宮市役所 契約課入札室

5.5. 第二次審査提出書類の受付

第一次審査通過の通知を受理した者は、次により入札書及び入札内訳書を除く第二次審査提出書類を提出する。

また、第二次審査提出書類の作成については、本入札説明書「9. 提出書類作成要領」に従うこととする。

なお、第二次審査においては、入札参加者（ただし、代表企業に限る。）に対して、提出された技術資料の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施することがある。ヒアリングに特別な理由がなく応じられない場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

ア 提出日時

平成 29 年 8 月 31 日（木）～9 月 4 日（月）

（午前 9 時～午後 0 時、及び午後 1 時～午後 5 時の間とする。）

イ 提出書類

書類を提出するときには所定の表紙と見出しをつけ 1 分冊とし、所定の部数提出すること。様式の詳細は別添資料「様式集」による。

ウ 提出方法

第二次審査提出書類は持参による方法により提出のこと。

表に「市民課天井耐震化工事第二次審査提出書類在中」と朱書きすること。

指定された日時内に提出を終えない場合、いかなる理由があっても、再提出はできない。

なお、平成 29 年 8 月 30 日（水）の午後 5 時まで以下記提出先に電話（電話による日時設定、確認等は、開庁時間内に行うこと。）をし、第二次審査書類の提出する時間等を連絡すること。

エ 提出先

〒662-8567

兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 3 号

西宮市土木局営繕部公共施設保全課

電話番号 : 0798-35-3799

6. 入札にあたっての留意事項

6.1. 入札無効に関する事項

次の各号いずれかに該当する者による入札は無効とする。

- ア 落札者決定の日時までの間に、西宮市契約規則（以下「規則」という。）第 2 条第 1 項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失した者。
- イ 落札者決定の日時までの間に、本入札説明書「4. 入札参加資格に関する事項」に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失した者。
- ウ 落札者決定基準に示す失格事項に該当するときのほか、第二次審査に関する提出書類を提出期限までに必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかった者。なお、当該書類を提出しない場合には、入札参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、参加停止措置を行う。
- エ その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めた者。

6.2. 予定価格

¥ 305,000,000 -（消費税、地方消費税を除く）

最低制限価格については設定しない。

6.3. 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の額を保険金額とし、かつ、契約金額の 100 分の 2 以上の額の瑕疵担保保証特約を付した履行保証保険契約（以下「履行保証保険契約」という。）を保険会社と締結し、契約締結後、履行保証保険契約に係る保険証券を速やかに本市に提出しなければならない。

ただし、落札者は、本市との協議により、履行保証保険契約に代えて、規則第 21 条に掲げる担保を提供することができる。

7. 落札者の決定

7.1. 落札者の選定方法

本工事の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、市民課天井耐震化事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施される。

7.2. 選定委員会の設置

本市は落札者の選定において、本市職員で構成される選定委員会を設置している。

7.3. 審査の内容

選定委員会において、落札者決定基準に基づき、本工事に係る技術提案書等の提案内容による実績・実施体制に関する評価点、技術評価点並びに価格評価点の合計得点（総合評価点）が最も高い提案を落札者候補として選定する。

なお、落札者候補を選定するまでの間に、入札参加者が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

7.4. 審査項目

審査項目は、別添資料「落札者決定基準」を参照すること。

7.5. 落札者の決定

本市は、選定委員会から落札者候補選定の答申を受け、その結果に基づき落札者を決定する。

7.6. 審査結果及び評価公表

ア 落札者の公表

本市が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否を書面にて通知するとともに、審査の結果は本市ホームページ等を通じて公表する。

イ 落札の無効

規則第9条に定めるもののほか、入札書その他提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は、無効とする。

ウ 落札の取消し

市長は、決定した落札者が、契約締結までに本入札説明書「4. 入札参加資格に関する事項」に定める入札参加資格を喪失したときは、落札を取り消すことができる。ただし、やむを得ない事由による場合は、本市と協議を行うこととする。

エ 審査講評の公表

本市は、落札者決定後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。審査講評の公表時期は、平成29年11月上旬を予定している。

7.7. 事務局

落札者の選定及び決定に係る事務局は、次のとおりとする。

西宮市土木局営繕部公共施設保全課

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者を置くこととし、これらの協力者は本工事には参加できないものとする。

株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4

東京丸の内法律事務所 東京都千代田区丸の内 1-4-2

8. 提示条件

8.1. 請負金額の改定の考え方

物価変動等が一定程度の下降及び上昇があった場合、契約金額について協議することがある。
協議方法の詳細については、工事（設計・施工）請負契約書（案）を参照のこと。

8.2. 契約の締結等

ア 契約手続きにおける交渉の有無

本市は、契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、工事（設計・施工）請負契約書（案）の条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

技術提案及び契約の解釈について疑義が生じた場合には、本市と落札者は誠意をもって協議するものとする。

イ 契約の締結

本市は、工事（設計・施工）請負契約書（案）に基づき、落札者との間で、平成 29 年 10 月下旬に仮契約を締結する予定である。市議会の議決後、平成 29 年 12 月下旬に本契約を締結することを予定している。

ウ 違約金の支払い

落札者は、本市と契約しない場合、違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を支払うこととする。

エ 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

8.3. その他

契約の締結については、地方自治法に基づき、西宮市議会の議決を要する。なお、契約の締結にかかる議会の議決日までの間、落札者が入札参加資格を欠くに至った場合、また、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる場合、本市は落札者と契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

9. 提出書類作成要領

9.1. 第一次審査（資格審査）に関する提出書類

（様式 2-1）から（様式 2-9）について、3 部を一括して提出すること。

9.2. 入札辞退時に関する提出書類

第一次審査書類を提出した者で入札を辞退する場合は、入札辞退書（様式 3-1）を提出すること。

9.3. 第二次審査に関する提出書類

ア 一般的事項

第二次審査に関する提出書類（以下「入札書類」という。）は、各様式の要領に従い記載すること。

入札書（様式 4-1）、入札内訳書（様式 4-2）は封筒に入れ厳封した上で持参すること。（様式 5-1）から（様式 5-9）は 1 冊とし、表紙と見出しをつけて、所定の部数を提出すること。ただし、正本には（様式 4-3）、（様式 4-4）を綴ることとする。

その他、下記（ア）から（ク）までの各規定に従うこと。

- （ア）各様式の所定の欄に、本市より送付された参加資格確認通知書に記載された提案受付番号を記載する。
- （イ）正本は入札参加者名をつけ、副本は、住所、会社名、氏名等入札参加者を特定できる表記を付さない。（規定のある場合を除く。）
- （ウ）入札書類の変更、差し替え、又は再提出は一切認めない。
- （エ）入札書類の具体的な内容は、様式集を参照すること。
- （オ）入札書類の作成に当たっては、その主旨が十分に伝わるよう、具体的かつ簡潔な文章表現とすること。又、必要に応じて、文書表現を補うために着色や図表等を採用しても構わない。
- （カ）入札書類で使用する本文の文字の大きさは、原則として 10 ポイント以上とすること。
- （キ）模型の提出は不可とする。ただし、内観透視図や各計画図などへ模型写真をカットとして表示することは認める。
- （ク）入札書類には再生紙を使用すること。ファイルについては再利用に不向きな素材としないこと。

イ 入札書

入札価格は、本入札説明書「6.2. 予定価格」を踏まえた、金額の総額（消費税、地方消費税を除く）とすること。

ウ 技術提案書及び設計図書

技術提案書及び技術提案書作成に用いた設計図書は、表紙（様式 5-1）と見出しを付け、1 冊（A4 縦長左綴じ、「正本（バインダー綴じ）」及び「副本（バインダー綴じ）15 部」）にまとめ、提出する。また、技術提案書一式（入札書及び入札内訳書を除く）、設計図書一式の

電子媒体（CD-ROM）を2セット提出する。

なお、バインダーは、2穴式とし、簡易でかさばらないもの（取り外しが可能なもの）を使用すること。

図面は、JISの建築製図通則に従うこと。

すべての紙面の右下に「市民課天井耐震化工事 応募案」、「提案受付番号」を記載する。

なお、各図面とも説明の記入、着色は自由とする。

10. その他

10.1. 債務負担行為の設定

本市は、本工事の実施について、平成29年3月市議会の議決を経て債務負担行為の設定を行っている。

10.2. 情報公開及び情報提供

本工事に関する情報の公開及び情報の提供は、本市ホームページを通じて適宜行う。

本入札説明書に定めることその他、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合においては、本市のホームページを通じて情報提供を行う他、入札参加表明書受付以降については、入札参加者に個別に通知する。

10.3. 問合せ先

（事務局）

〒662-8567

兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

西宮市土木局営繕部公共施設保全課

電話番号 : 0798-35-3799

電子メール : vo_taishin@nishi.or.jp